

令和6年1月19日

○厚生労働省令第 号

医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第三項第四号及び第十六条の八の規定に基づき、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

厚生労働大臣 武見 敬三

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(臨床研修病院等の指定) 第三条 (略)</p> <p>2 法第十六条の二第一項に規定する外国の病院で厚生労働大臣が指定するもの(以下「外国臨床研修病院」という。)の指定は、外国の病院で臨床研修を受けた医師を受け入れようとする基幹型臨床研修病院(以下「受入病院」という。)の開設者からの求めに応じて、当該医師ごとに行うものとする。</p> <p>(外国臨床研修病院の指定を求める手続)</p> <p>第五条の二 受入病院の開設者は、外国臨床研修病院の指定を求めるときには、当該指定を求める外国の病院に関する次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 管理者の氏名</p> <p>三 名称及び所在地</p> <p>四 医師の員数</p> <p>五 診療科名</p> <p>六 救急医療の提供の実績</p> <p>七 病床の種類ごとの病床数</p> <p>八 診療科ごとの入院患者及び外来患者の数</p> <p>九 病床の種類ごとの平均在院日数</p> <p>十 臨床病理検討会の実施状況</p> <p>十一 臨床研修の実施に關し必要な施設及び設備の概要</p> <p>十二 研修プログラムの名称及び概要</p> <p>十三 プログラム責任者の氏名</p> <p>十四 指導医の氏名及び担当分野</p>	<p>(臨床研修病院の指定) 第三条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

十五 研修医の処遇に関する事項

十六 その他臨床研修の実施に関し必要な事項

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 研修プログラム

二 外国臨床研修病院の指定を受けることに対する当該指定に係る外国の病院の開設者の同意書

三 外国の病院で臨床研修を受けた研修医が当該外国の病院における臨床研修の全部又は一部を修了したことを証する書類

四 その他臨床研修の実施に関し必要な書類

(法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準)

第六条 第四条第一項の申請があつた場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、同項第一号並びに第四号及び第九号に掲げる事項については、当該協力型臨床研修病院の状況を併せて考慮するものとし、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、同項第二号並びに第四号、第七号、第十号及び第十四号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一 十八 (略)

2 第五条の規定により準用する第四条第一項の申請があつた場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

3 都道府県知事は、第四条第一項(第五条の規定により準用する場合を含む。)の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。

(法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準)

第六条 第四条第一項の申請があつた場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、法第十六条の二第三項第一号並びに第四号及び第九号に掲げる事項については、当該協力型臨床研修病院の状況を併せて考慮するものとし、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、法第十六条の二第三項第二号並びに第四号、第七号、第十号及び第十四号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一 十八 (略)

2 前条の規定により準用する第四条第一項の申請があつた場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

3 都道府県知事は、第四条第一項(前条の規定により準用する場合を含む。)の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。

4 | 一・二 (略)  
外国の病院を外国臨床研修病院に指定しようとする場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、厚生労働大臣は、同項第三号に掲げる事項については、当該提出に係る受入病院の状況を併せて考慮するものとする。

一 第二条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。

二 医療法施行規則第十九条第一項第一号に規定する員数の医師を有していること。

三 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

四 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

五 適切な指導体制を有していること。

六 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

七 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

5 | 厚生労働大臣は、前項の場合において、当該外国の病院が臨床研修を行うことが適当でないと認められるときは、当該指定をしてはならない。

(臨床研修の中断及び再開)

第十八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 臨床研修を行った臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあつては臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては、臨床研修病院及び当該研修協力施設(及び当該外国臨床研修病院)の名称

一・二 (略)  
(新設)

(新設)

(臨床研修の中断及び再開)

第十八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 臨床研修を行った臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては、臨床研修病院及び研修協力施設(及び当該外国臨床研修病院)の名称

<p>4 四〇六 (略)</p> <p>(臨床研修の修了)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>2 基幹型臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に對して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 臨床研修を行った臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあつては臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては、臨床研修病院及び当該外国臨床研修病院の名称</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 臨床研修を行った臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあつては臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては、臨床研修病院及び当該外国臨床研修病院の名称</p> <p>五・六 (略)</p>
<p>4 四〇六 (略)</p> <p>(臨床研修の修了)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>2 基幹型臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に對して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 臨床研修を行った臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては、臨床研修病院及び研修協力施設)の名称</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 臨床研修を行った臨床研修病院(研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合)にあつては、臨床研修病院及び研修協力施設)の名称</p> <p>五・六 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。